

審查基準

審査基準

I 審査方法

審査は、「大学教育のデジタルイニシアティブ推進委託事業」委託事業者を選定するための審査委員会を設置し、原則として書類選考と面接選考により行う。なお、審査期間中に企画提案の内容について追加資料を求める場合がある。

II 評価方法

評価は、企画提案ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うものとする。各審査委員は、IVに示す評価項目ごとに、Vに示す採点基準（別添審査表＜配分点の考え方＞）に基づき点数化する。そして、各委員の合計点のうち最高点と最低点を付けた審査委員の点数を除いた残りの合計点を平均した点数がその企画提案の評価点となる。

III 採択案件の決定方法

原則として最も得点の高い者から順番に採択するものとする。採択件数は公募時点の予定件数であり、審査委員会の決定により増減する場合がある。

IV 評価項目

1. 事業内容に関する評価

- ① 本事業の趣旨・目的及び本プロジェクトの中核となるイベントの開催、メンタリング等、ネットワーキング及び広報という点をよく理解し、具体的に練られていること。
- ② イベントの開催、メンタリング等、ネットワーキング、広報及び委員会等運営補助の内容等について、過去の類似の実績や事前の調査等を基にした仮説が立てられていて、かつ成果が期待できるものであること。
- ③ プロジェクトのスケジュールについて、具体的かつ実現可能なものであること。
- ④ プロジェクトの認知度について、可能な限り定量的な測定方法を示し、それを踏まえた数値目標設定がなされていること。
- ⑤ イベントの開催、メンタリング等、ネットワーキング、広報及び委員会等運営補助進捗状況等について、適宜文部科学省に報告する事業計画となっていること。
- ⑥ 事業の主要な業務を申請事業者が実施する計画となっていて、再委託先等に任せ過ぎていないこと。
- ⑦ 不要な経費が計画に入っていないこと。経費の設定（特に人件費、謝金、旅費）が妥当であること。全体経費のうち再委託費が大部分を占めていないこと。

2. 事業の実施体制に関する評価

- ① 本事業を担当する組織・チーム、メンバー及び本事業の遂行に必要な技術・ノウハウ・実績が具体的に示されていて、かつそれが本事業を遂行するうえで妥当な体制となっていること。
- ② 本事業を担当する組織・チームの代表者は、本事業の主要メンバーとして事業に参画するとともにマネジメント力を有していること。
- ③ 申請事業者において、コンプライアンスへの取組が行われていること。

3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

- ① ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

V 評価基準

1. 評価項目の「1. 事業内容に関する評価」及び「2. 事業実施体制に関する評価」については、別添「審査表」にて採点を行う。

2. 評価項目の「3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」については以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

えるぼし認定（女性活躍推進法）	
認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）	1.5点
認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）	2.5点
認定段階3	3.5点
プラチナえるぼし認定	5点
行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務が無い事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）	1点
次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）	
くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）	1.5点
トライくるみん認定	2.5点
くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年	2.5点

厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））	
くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）	2.5点
プラチナくるみん認定	5点
ユースエール認定（若者雇用促進法）	
ユースエール認定	3.5点
上記以外	0点

別添 審査表

評価項目	1. 事業内容に関する評価		配分点
	①	本事業の趣旨・目的及び中核となるイベントの開催、メンタリング、ネットワーキング及び広報という点を理解し、具体的に構想が練られていること。	20点
	②	イベントの開催、メンタリング、ネットワーキング、広報及び委員会等運営補助運営の方法等について、過去の類似の実績や事前の調査等を基にした仮説が立てられていて、かつ成果が期待できるものであること。	25点
	③	事業のスケジュールが、具体的かつ実現可能なものであること。	5点
	④	本事業の認知度について、可能な限り定量的な測定方法を示し、それを踏まえた数値目標設定がなされていること。	10点
	⑤	イベントの開催、メンタリング、ネットワーキング、広報及び委員会等運営補助進捗状況等について、適宜文部科学省に報告する事業計画となっていること。	5点
	⑥	事業の主要な業務は申請事業者が実施する計画となっていて、再委託先に任せ過ぎていないこと。	5点
	⑦	不要な経費が計画に入っていないこと。経費の設定（特に人件費、謝金、旅費）が妥当であること。全体経費のうち再委託費が大部分を占めていないこと。	5点
	2. 事業の実施体制に関する評価		配分点
	①	本事業を担当する組織・チーム、メンバー及び本事業の遂行に必要な技術・ノウハウ・実績具体的に示されていて、かつそれが本事業を遂行するうえで妥当な体制となっていること。	10点
②	本事業を担当する組織・チームの代表者は、本事業の主要メンバーとして事業に参画するとともにマネジメント力を有していること。	5点	
③	申請事業者において、コンプライアンスへの取組が行われてれていること。	5点	
3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価		配分点	
①	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。	5点	

<配分点の考え方>

	大変優れている	優れている	妥当である	不十分である
5点満点	5	4 3	2	1
10点満点	10 9	8 7 6	5 4 3	2 1
15点満点	15 14 13 12	11 10 9 8	7 6 5 4	3 2 1
20点満点	20 19 18 17 16	15 14 13 12 11	10 9 8 7 6	5 4 3 2 1
25点満点	25 24 23 22 21 20	19 18 17 16 15 14 13	12 11 10 9 8 7	6 5 4 3 2 1